

マイナンバーカード普及促進地域振興券発行事業 参加店舗募集要項

I 事業の概要

マイナンバーカードの普及および、地域消費を喚起し新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる地域商店の活性化を目的とし、マイナンバーカード普及促進地域振興券（以下「地域振興券」という。）を発行し、五條市内の参加店舗で利用できるものとする。

II 事業の詳細

【1. 事業主体】

五條市

【2. 実施期間】

地域振興券の利用期間 令和3年8月1日から令和3年12月31日までとする。

【3. 地域振興券を取扱できる参加店】

事業に参加を希望する店舗は、事前に登録申込書により登録し、後日配布するポスターを消費者に分かりやすく 店頭に表示する。なお、飲食店で登録された参加店には 飲食店用のポスターを配布する。

参加店の募集期間は、令和3年5月10日から令和3年12月27日までとし、五條市のホームページで周知する。なお、令和3年5月31日までに登録完了した参加店については、参加店リストを作成し、地域振興券とともに対象者に配布し周知する。

なお、6月1日以降に登録された参加店については五條市ホームページ等においての周知とする。

【4. 地域振興券の種類】

地域振興券は1枚当たり500円とする。地域振興券は「共通券」と「飲食専用券」の2種類発行する。

『共通券』・・・参加店すべてで利用できる。

『飲食店専用券』・・・参加店のうち 飲食店で登録された参加店のみで利用できる。

【5. 使用地域振興券の取扱い】

使用された地域振興券は、地域振興券裏面の押印位置に参加店の印等を捺印する。複数枚連なった状態で換金として指定金融機関等に持ち込んだ場合、枚数確認の都合上取り扱われない場合があるので切り離してください。

地域振興券を受け取る際、地域振興券の使用に問題がないか十分確認してください。また、偽造された地域振興券と判別できる際は、地域振興券の受取りを拒否するとともに、地域振興券のシート番号を控えその事実を速やかに企業観光戦略課まで報告してください。

【6. つり銭について】

地域振興券での買物については、少額の買物をして地域振興券の現金化を防ぐため原則としてつり銭は出さない。

【7. 地域振興券の用途制限】

地域振興券の使用対象とならないものは次のとおりとする。

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、はがき、宝くじ、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ・特定の宗教・政治団体と関わるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他事業の目的に反するもの

【8. 不正に対する処置】

不正が行われた場合、当該参加店での地域振興券の利用及び当該参加店の地域振興券の換金を停止し、不正が行われた参加店及び事業主名を公表する。

【9. 換金】

各参加店で利用され、回収された地域振興券は、令和4年1月14日（金）までに、市の定める取次金融機関（以下「指定金融機関」という。）で換金する。ただし、換金の持ち込みについては指定金融機関の営業時間内とする。

各参加店は、指定金融機関に所定の封筒に地域振興券及び「五條市換金用伝票」を同封封緘し持参するものとし、翌月中に当該指定金融機関から各参加店が登録した口座へ地域振興券面金額に相当する金銭が振り込まれる。

【重要事項】

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため説明会は開催せず、換金マニュアルでの案内とします。
- ・地域振興券の名称等、名称が未確定なものがあります。名称が確定しましたらお知らせいたします。
- ・7月中旬～下旬に店頭掲示用ポスター（2枚）とともに、換金用ツール（2部）等を送付します。
- ・円滑に金銭の振込を行うため、各種手続きは迅速にお願いします。
また、登録いただいた口座情報については、当事業以外に使用はいたしません。
- ・換金用ツールがなくなれば指定金融機関で受け取ってください。
- ・指定金融機関は7月中旬～下旬のポスター送付時にお知らせします。